

伊豆諸島における海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

令和6年 12 月 12 日

6環資一第472号

(目的)

第1条 東京都伊豆諸島における良好な景観と環境を保全するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成 21 年法律第 82 号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。)第 15 条第 1 項の規定により、東京都、関係行政機関、町村及び民間団体等の地域の関係者が円滑な意思疎通や連絡調整を図り、連携して海岸漂着物等の処理とその発生抑制を推進することを目的として、伊豆諸島における海岸漂着物対策推進協議会(以下「伊豆協議会」という。)を設置する。

(事務)

第2条 伊豆協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 海岸漂着物処理推進法第 14 条第1項に定める地域計画の作成又は変更に係る協議に関すること。
- (2) 海岸漂着物等対策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他海岸漂着物等対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 伊豆協議会は、別表に掲げる職にある者及び機関、団体から選出された者で構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、新たな機関又は団体から選出された者を加えることができる。
- 3 委員に事故のあるときは、当該委員が指定した者がその職務を代理する。

(役員)

第4条 伊豆協議会に会長を置く。

- 2 会長は、東京都環境局資源循環推進部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故のあるときは、会長が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 会議は原則として公開とする。
- 5 伊豆協議会は原則として年 1 回開催するものとし、その他必要に応じて会議を開催する。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、伊豆協議会の運営に関して必要な事項は、会長が伊豆協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月12日から施行する。

別表（第3条関係）

	機関・団体名	役職名	備考
1	大島町	水道環境課長	
2	利島村	環境建設課長	
3	新島村	民生課長	
4	神津島村	環境衛生課長	
5	三宅村	地域整備課長	
6	御蔵島村	総務課長	
7	八丈町	住民課長	
8	青ヶ島村	総務課長	
9	東京都	環境局資源循環推進部長	会長
10		環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課長	
11		総務局大島支庁総務課長	
12		総務局大島支庁土木課長	
13		総務局大島支庁港湾課長	
14		総務局三宅支庁土木港湾課長	
15		総務局八丈支庁総務課長	
16		総務局八丈支庁土木課長	
17		総務局八丈支庁港湾課長	
18		建設局河川部防災課長	
19		港湾局離島港湾部管理課長	